

新規登録弁護士研修について

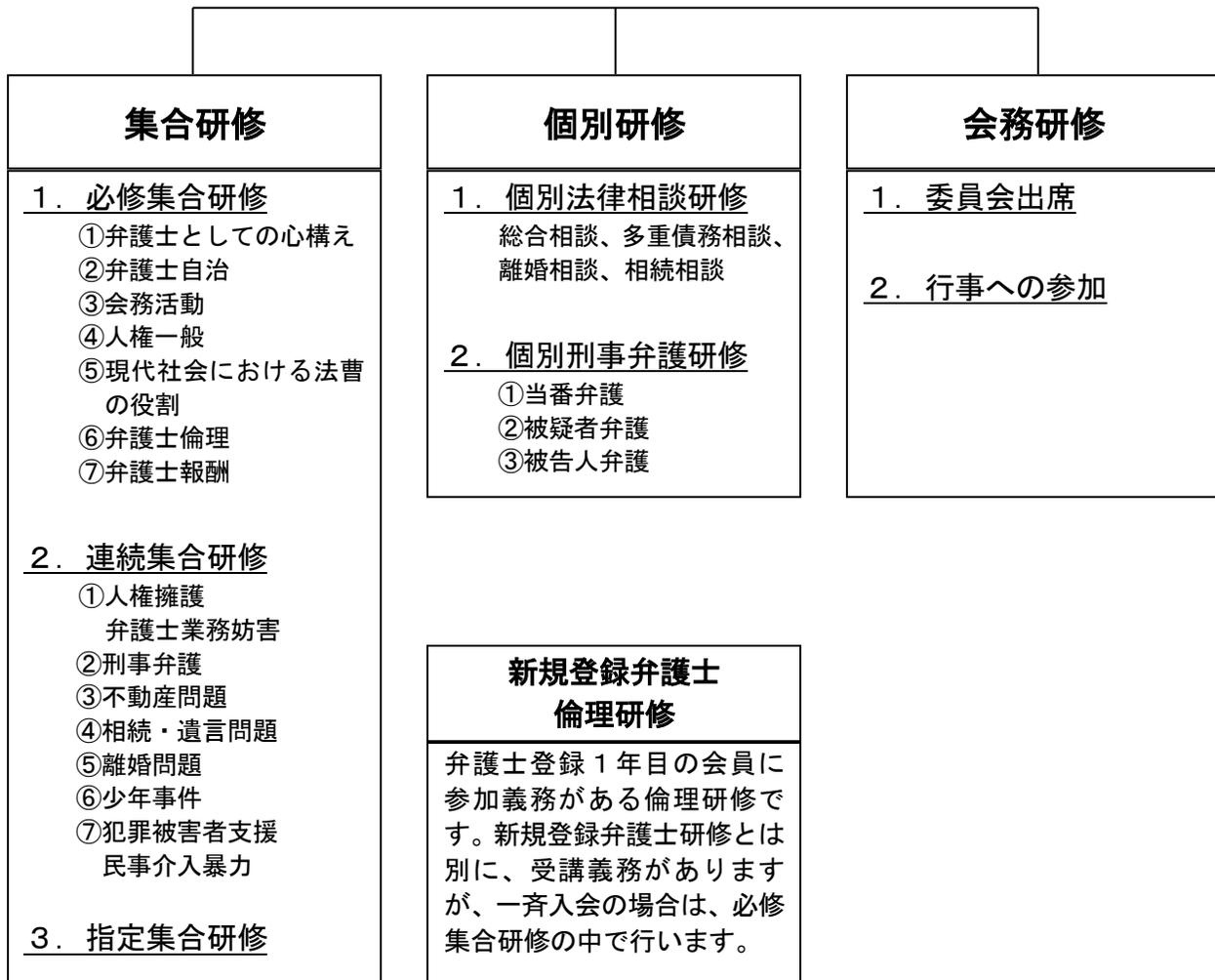
神奈川県弁護士会では、当会に入会した会員のうち、弁護士登録後1年未満の方を対象とする新規登録弁護士研修会を実施しています。この研修は、判検事経験者、学者出身者も対象となります。

新規登録弁護士研修は、会規で履修が義務づけられており、本会に入会した日から一年以内に履修を終了しなければなりません。

研修の内容については、以下のとおりです。

なお、各種研修の開始時期についてはお問い合わせください。

神奈川県弁護士会新規登録弁護士研修



研修内容について

1 集合研修

①必修集合研修

司法修習が終了する時期（弁護士登録希望者が一斉に登録する時期）にあわせて、会務全般の説明、綱紀懲戒事例等の説明、個別研修についてのガイダンスなどを行います。倫理研修を含む5時間程度の研修を予定しています。

※12月中旬の一斉登録後、12月下旬～翌1月中旬頃に研修を予定しています。

②連続集合研修

必修集合研修以降に、新人向けの講義を行います。全部に参加することが望ましいのですが、終了認定のためには、少なくとも3回以上の出席が求められます。いずれも午後6時以降に、1時間半～2時間程度の研修を予定しています。

1. 刑事弁護
2. 人権擁護／弁護士業務妨害対策
3. 不動産問題
4. 相続・遺言問題
5. 離婚問題
6. 少年事件
7. 犯罪被害者支援／民事介入暴力対策

③指定集合研修

当会の委員会が一般会員を対象に実施する研修や日弁連等が主催する研修のうち研修委員会が指定するものを受講するものです。

2 個別研修

①法律相談研修

個別法律相談研修担当弁護士の担当する当会の法律相談センターの法律相談に新規登録弁護士を割り当て、担当弁護士の指導下での発問、終了後の討論等を行います。総合相談、多重債務相談、離婚相談、相続相談のうち2回（6件）行います。

②刑事弁護研修

◆当番弁護研修

当番弁護士として、指導担当弁護士と共に接見し、受任する場合には共に受任します。1件担当いただきます。

◆被疑者弁護・被告人弁護研修

新規登録弁護士には、「被疑者弁護2件」と「被告人弁護2件」を担当いただきます。なお、被疑者・被告人弁護研修については、新規登録弁護士自身が弁護人に選任され、主体となって弁護活動を行い、指導担当弁護士が、適宜、相談を受けたり指導したりします。

◆雇用弁護士による指導

新規登録弁護士を雇用する弁護士で、一定の経験年数のある方には、原則として当該新規登録弁護士の指導担当弁護士をお願いします。

◆集合研修

個別研修のほか集合研修を行います。

3 会務研修

①委員会への配属

神奈川県弁護士会の委員会に少なくとも3回出席することが必要です。参加可能な委員会及びその開催日時をお知らせしますので、その中から複数の委員会に出席するか、さまざまな委員会に出席するかを選択することができます。

②行事への参加

新規登録弁護士には、当会や日弁連等の行事に積極的に参加することが求められます。